

第46回全国自治体職員サッカー選手権大会群馬県予選会
兼第37回群馬県自治体職員サッカー選手権大会規約及び要項

規 約

- 1 この大会は、日本サッカー協会の憲章に基づき群馬県サッカー協会の包括を受ける。
- 2 この大会は、群馬県サッカー協会の主催する事業に包括される。ただし、運営、その他の事務処理は、群馬県自治体職員サッカー連盟の事務局にて処理する。
- 3 この大会の開催地は、群馬県内の市町村とする。

要 項

- 1 名 称 第46回全国自治体職員サッカー選手権大会群馬県予選会
兼第37回群馬県自治体職員サッカー選手権大会
- 2 主 催 公益社団法人群馬県サッカー協会
- 3 主 管 群馬県自治体職員サッカー連盟
- 4 期 日 平成29年4月29日（祝）・5月13日（土）・20日（土）
・27日（土）、予備日28（日）
- 5 会 場 藤岡市烏川サッカー場、庚申山多目的広場、県立敷島サッカー場他
- 6 参加資格 日本サッカー協会及び全国自治体職員サッカー連盟に登録されている自治体正規職員のみをもって編成されたチームであること。ただし、日本サッカー協会に加盟登録されている自治体以外のチームのメンバーであっても、当該自治体職員の身分を有するものであれば参加させることができる。
- 7 試合方法 (1) トーナメント方式による。
(2) 試合はすべて70分（35分ハーフ、ハーフタイムは5分間）とし、1、2回戦は勝敗が決しない場合はペナルティキック方式により決する。準決勝戦及び決勝戦は20分（10分ハーフ）の延長戦を行い、なおも決しない場合はペナルティキック方式によって決する。
(3) 競技規則は、当該年日本サッカー協会制定の規則による。ただし、交替選手は本大会に限り8名までとし、メンバー表に記載された交替要員8名の中から選び交替できる。
(4) ベンチには、監督1名、コーチ2名、救護者2名と交代要員8名の13名が入ることができる。
(5) 退場を命じられた選手及び本大会中で警告を2度受けた選手は、次の1試合に出場できない。
(6) 会員にとって本大会最終戦となる試合で、退場（警告2回による退場を除く）となった者は、原則、当該年度内の直近あるいは、次回の同種大会予選1回戦を出場停止とする。ただし、本大会の規律・フェアプレー

－委員会において処分が決定された場合は、これを優先する。

- 8 ユニホーム 参加チームは、日本サッカー協会登録のユニホームの他、それと異色のユニホームを用意すること。
- 9 メンバー表及び選手交替
メンバー表は各試合とも3部作成し、試合開始30分前までに本部へ提出する。また、選手交替においても交替表に必要な事項と交替回数及び監督のサインを記入し本部へ提出する。
- 10 試合組合せ 別紙のとおり
- 11 参加料 4,000円（1チーム）
- 12 表彰 優勝及び準優勝並びに第3位まで賞状を授与する。
- 13 全国自治体職員サッカー選手権大会群馬県予選会について
本大会は、全国自治体職員サッカー選手権大会群馬県予選会を兼ねているため、群馬県自治体職員サッカー選手権大会の上位2チームを群馬県代表として、全国自治体職員サッカー選手権大会北関東予選会に選出する。
- 14 収支決算 本大会の収支決算は、事務通信及び会議費を除いて全て参加費と群馬県サッカー協会からの助成金で補う。なお、収支決算報告は、大会終了後すみやかに参加チームに報告する。
- 15 審判 主審及び副審は、当該試合以外の自治体が担当することとし、運営会議で決定する。
ただし、準決勝及び決勝は審判委員会へ依頼する。
- 16 その他 (1) 試合開始10分前までの遅刻は認めるが、それを越えた場合は失格とする。ただし、試合は7名で成立する。
(2) 大会運営上、ペナルティキック方式による試合の次の試合は前試合終了後速やかに試合を開始する。
(3) 使用球は、各チーム1個持ち寄り審判が決定する。
(4) 試合のベンチは、上位（左側）のチームがコートに向かって左側のベンチとする。
(5) 大会期間中のけが、疾病、事故等については、チーム及び個人の責により処理するものとし、主催者は一切これらの責を負わないものとする。
(6) 雷雨等により試合続行が不可能と判断した場合は、15分間中断の後、主審と事務局が協議のうえ決定する。
当該試合が無効試合となった場合、得点及び警告については無効とするが、退場処分については記録に残し、次の1試合は出場停止となる。
また、当該試合については再試合を行い、以降の試合日程を変更する場合がある。